

○豊川市環境基本条例（豊川市環境審議会部分抜粋）

平成21年 3 月23日 条例第14号

豊川市環境基本条例

第 3 章 豊川市環境審議会

（設置）

第22条 環境基本法（平成 5 年法律第91号）第44条の規定に基づき、豊川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 基本計画に関する事項
- （2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

（組織）

第24条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 各種団体を代表する者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第25条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第26条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長にあっては委員の互選により定め、副会長にあっては会長の指名した者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条 会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(豊川市環境審議会条例の廃止)

- 2 豊川市環境審議会条例（平成10年豊川市条例第38号）は、廃止する。